

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月10日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	グローバル新世代関連株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月17日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について投資テーマの変更、信託期間の延長および新NISA制度適用にかかる信託約款の変更に伴い、訂正すべき事項があるため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

<訂正前>

グローバル新世代関連株式ファンド

愛称として「ミレニアルズ」という名称を用いることがあります。^{*}

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

* 信託約款変更が決定した場合には、「愛称：ミレニアルズ」は削除されます。

<訂正後>

グローバル新世代関連株式ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(12)【その他】

<訂正前>

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<信託約款変更の予定について>

当ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

1. 信託約款変更の内容

当ファンドの投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”から“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更するとともに、信託期間の延長（2046年4月17日まで）を行います。また、少額投資非課税制度（NISA）の特定非課税管理勘定（成長投資枠）（以下「成長投資枠」といいます。）の対象とするために、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的の明確化を行います。

信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです。（下線部は変更部分を示します。）

追加型証券投資信託 グローバル新世代関連株式ファンド信託約款

変更後	変更前
-----	-----

<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度 (略)</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3)投資制限 ～ (略)</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度 (略)</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3)投資制限 ～ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>< 信託期間 ></p> <p>第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2046年4月17日までとします。</p>	<p>< 信託期間 ></p> <p>第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成38年4月17日までとします。</p>

2. 信託約款変更を行う理由

当ファンドは2016年4月18日に設定され、主としてわが国を含む世界の株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。また、当ファンドのポートフォリオ構築にあたっては、新世代（設定時においてはミレニアルズ）に着目し、ミレニアルズの特徴と関連する投資テーマの市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行ってまいりました。現状、当ファンドの信託期間は2026年4月17日（以下「償還予定日」といいます。）までとしておりますが、当ファンドの名称として冠している「グローバル新世代」をテーマとする株式の銘柄選定とポートフォリオ構築は、償還予定日以降も引き続き魅力的かつ有効な投資手法であり、投資信託財産の成長に寄与し得るものと考えております。一方で、歳月の経過によって、「ミレニアルズ」よりも新しい世代が「グローバル新世代」の中心的存在になりつつあります。

このような考えに基づき、当ファンドは、信託期間を延長するとともに、今後は投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に限定せず、各時代における“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”として運用を行うことが受益者の利益に資すると考え、投資ユニバースを“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更し、ミレニアルズの次世代等も含めた長期的なテーマでの運用とするとともに、信託期間を2046年4月17日までとしたいと考えております。併せて、ファンドの愛称“ミレニアルズ”の削除も行います。

また、2024年1月から開始された少額投資非課税制度（NISA）の成長投資枠については、信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていることが要件の一つであるところ、今回の信託期間の延長によりその要件を充足することになります。当ファンドを成長投資枠の対象とすることも受益者の利益に資すると考え、成長投資枠の要件の一つであるデリバティブ取引等の利用目的に関する記載についても所要の変更を行います。

上述の運用の基本方針の変更は、重大な約款変更にあたるものと考えておりますことから、信託約款の規定に基づき書面決議の手続きを実施することといたしました。

3．信託約款変更までの主な日程

受益者の確定日	2025年1月21日
書面による議決権の行使期限	2025年2月19日まで
書面決議の日（信託約款変更の可否が決定される日）	2025年2月20日
信託約款変更適用予定日	2025年3月10日

4．書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、2025年1月21日現在の受益者の皆さまを対象としております。2025年1月22日以降に取得された受益権口数（2025年1月18日以降に取得申込みをされた受益権口数）は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの信託約款変更は行いません。

書面決議の結果は、2025年2月20日（書面決議の日）以降、委託会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/>）でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

b. ファンドの特色

(略)

2 ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ*投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

●ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄に厳選投資します。

※ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問、分析を基に投資価値を見極めて投資する個別銘柄に主眼を置いた投資手法の一つです。

ミレニアルズ*とは？

1980年～90年代に生まれた世代を指します。全世界レベルでは最大の世代層であることや収入の増加により、ミレニアルズは今後の世の中をけん引すると見込まれています。

※ミレニアルズは米国で生まれた造語であり、本書で使用するミレニアルズの定義はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの分類によるものです。

* 信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。

(略)

現時点の3つのミレニアルズ*投資テーマ

<ミレニアルズ*の特徴>

<注目される投資テーマ>

1

デジタル世代

- 幼少期からコンピューターやインターネットに慣れ親しみ、インターネットを通じたつながりのなかで育ってきた世代。
- テクノロジーと、それを駆使してアクセスできる情報やコミュニケーションが、ミレニアルズの意思決定に大きく影響を与えています。

情報技術

- ビッグデータ/IoT (Internet of Things)*1
- モバイル端末
- SNS/インスタント・メッセージ
- サイバーセキュリティ など

*1 IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」といわれ、あらゆるものがインターネットでつながっていくことによって実現される新たなサービス、ビジネスモデルなどを指しています。

2

堅実な消費

- 金融危機を経験したミレニアルズは、資産価格の下落を経験し、所有へのリスク意識が高まりました。
- したがって、費用対効果(コストパフォーマンス)意識も高く、より利便性や価格を追求するようになりました。

スマート消費

- eコマース
- フィンテック*2/エドテック*3
- ファスト・ファッション
- カーシェアリング
- 音楽/ビデオ・ストリーミング など

*2 フィンテックとは、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい金融サービスを手がける動きなどを指しています。

*3 エドテックとは、教育(Education)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい教育サービスを手がける動きなどを指しています。

3

新しい価値観

- 豊富なモノに囲まれ育ったミレニアルズは、他の世代より、心の豊かさや健康(ウェルネス)を追求し重視する傾向があります。
- 価格も重要ですが、気に入ったモノにはお金を惜しまず、健康や美容、旅行などに高い対価を支払う傾向があります。

ウェルネス(健康やレジャーなど)

- ウエアラブル機器
- 旅行
- スポーツウェア
- ヘルシーフード など

※投資テーマは、2024年10月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

※当ページのミレニアルズ*に関する記載は、特徴などの一部を抜き出したものであり、全てを表しているものではありません。また、全ての場合に当てはまるものでもありません。

* 信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ*投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のなかから、持続可能な競争優位性があり、かつ魅力的な株価水準の銘柄に投資することで、リターンの最大化を目指します。



出所:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基にアセットマネジメントOne作成

運用プロセスは、2024年10月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

*信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。なお、投資テーマの変更に伴う運用プロセス（ポートフォリオ構築方法等）の変更はありません。

(略)

信託約款変更が決定した場合には、上記ファンドの特色2および投資テーマは以下のとおり変更となります。（下線部が変更箇所になります。）

2 ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

●ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄に厳選投資します。

※ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問、分析を基に投資価値を見極めて投資する個別銘柄に主眼を置いた投資手法の一つです。

新世代とは？

労働市場に参入し、収入の増加を経験している新しい世代を指します。これらの世代は、独自の消費パターンを形成しており、その傾向は時代とともに変化します。

この定義は対象となる世代の変化に応じて柔軟に適用されるものです。

※本書で使用する新世代の定義はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの分類によるものです。

現時点の3つの新世代投資テーマ

<新世代の特徴>

<注目される投資テーマ>

1

デジタル世代



情報技術

- 幼少期からコンピューターやインターネットに慣れ親しみ、デジタル技術を生活の一部として取り入れてきた世代。
- テクノロジーを駆使してアクセスできる情報やコミュニケーションが、意思決定に大きく影響を与えています。

- ビッグデータ/IoT (Internet of Things)*1
- モバイル端末
- SNS/インスタント・メッセージ
- サイバーセキュリティ
- 人工知能(AI) など

*1 IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」といわれ、あらゆるものがインターネットでつながっていくことによって実現される新たなサービス、ビジネスモデルなどを指しています。

2

堅実な消費



スマート消費

- テクノロジーの活用により、より多くの情報にアクセスできることから、より合理的な消費行動をとる傾向にあります。

- eコマース
- フィンテック*2/エドテック*3
- 音楽/ビデオ・ストリーミング など

*2 フィンテックとは、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい金融サービスを手がける動きなどを指しています。

*3 エドテックとは、教育(Education)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい教育サービスを手がける動きなどを指しています。

3

新しい価値観



ウェルネス(健康やレジャーなど)

- 豊富な情報と選択肢の中で育った新世代は、他の世代より、心の豊かさや健康(ウェルネス)を追求し重視する傾向があります。
- 価格も重要ですが、気に入ったモノにはお金を惜しまず、価値観、ライフスタイル、健康、ウェルネスに沿った製品・サービスに高い対価を支払う傾向があります。

- ウエアラブル機器
- 旅行
- スポーツウェア
- 健康・ウェルネス など

※投資テーマは、今後予告なく変更される場合があります。

※当ページの新世代に関する記載は、特徴などの一部を抜き出したものであり、全てを表しているものではありません。また、全ての場合に当てはまるものでもありません。

<訂正後>

（略）

b. ファンドの特色

（略）

2 ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

●ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄に厳選投資します。

※ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問、分析を基に投資価値を見極めて投資する個別銘柄に主眼を置いた投資手法の一つです。

新世代とは？

労働市場に参入し、収入の増加を経験している新しい世代を指します。これらの世代は、独自の消費パターンを形成しており、その傾向は時代とともに変化します。

この定義は対象となる世代の変化に応じて柔軟に適用されるものです。

※本書で使用する新世代の定義はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの分類によるものです。

（略）

現時点の3つの新世代投資テーマ

<新世代の特徴>

<注目される投資テーマ>

1

デジタル世代



情報技術

- 幼少期からコンピューターやインターネットに慣れ親しみ、デジタル技術を生活の一部として取り入れてきた世代。
- テクノロジーを駆使してアクセスできる情報やコミュニケーションが、意思決定に大きく影響を与えています。

- ビッグデータ/IoT (Internet of Things)^{*1}
- モバイル端末
- SNS/インスタント・メッセージ
- サイバーセキュリティ
- 人工知能(AI) など

*1 IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」といわれ、あらゆるものがインターネットでつながっていくことによって実現される新たなサービス、ビジネスモデルなどを指しています。

2

堅実な消費



スマート消費

- テクノロジーの活用により、より多くの情報にアクセスできることから、より合理的な消費行動をとる傾向にあります。

- eコマース
- フィンテック^{*2}/エドテック^{*3}
- 音楽/ビデオ・ストリーミング など

*2 フィンテックとは、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい金融サービスを手がける動きなどを指しています。

*3 エドテックとは、教育(Education)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい教育サービスを手がける動きなどを指しています。

3

新しい価値観



ウェルネス(健康やレジャーなど)

- 豊富な情報と選択肢の中で育った新世代は、他の世代より、心の豊かさや健康(ウェルネス)を追求し重視する傾向があります。
- 価格も重要ですが、気に入ったモノにはお金を惜しまず、価値観、ライフスタイル、健康、ウェルネスに沿った製品・サービスに高い対価を支払う傾向があります。

- ウェアラブル機器
- 旅行
- スポーツウェア
- 健康・ウェルネス など

投資テーマは、2025年3月10日時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

当ページの新世代に関する記載は、特徴などの一部を抜き出したものであり、全てを表しているものではありません。また、全ての場合に当てはまるものでもありません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のなかから、持続可能な競争優位性があり、かつ魅力的な株価水準の銘柄に投資することで、リターンの最大化を目指します。



出所:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基にアセットマネジメントOne作成

運用プロセスは、2025年3月10日時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2016年4月18日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

<訂正後>

2016年4月18日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

2025年3月10日

投資テーマの変更、信託期間を2046年4月17日までに変更（当初は
2026年4月17日まで）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

b.運用の方法

(略)

(口)投資態度

(略)

ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

(略)

信託約款変更が決定した場合には、上記(口)投資態度は以下のとおり変更となります。

ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

<訂正後>

(略)

b.運用の方法

(略)

(口)投資態度

(略)

ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

(略)

(5) 【投資制限】

< 訂正前 >

投資信託約款に定める投資制限

(略)

f . 投資する株式等の範囲

(略)

g . 信用取引の指図範囲

(略)

h . 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(略)

i . 公社債の空売りの指図範囲

(略)

j . 公社債の借り入れ

(略)

k . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(略)

l . 外国為替予約の指図および範囲

(略)

m . 資金の借り入れ

(略)

n . 利害関係人等との取引等

(略)

o . デリバティブ取引等に係る投資制限

(略)

p . 信用リスク集中回避のための投資制限

(略)

信託約款変更が決定した場合には、上記(5)投資制限 <small>27/80</small> 投資信託約款に定める投資制限 に、 以下の内容が追加されます。

・ デリバティブ取引の利用

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

・ 外国為替予約取引の利用

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(略)

< 訂正後 >

投資信託約款に定める投資制限

(略)

f . デリバティブ取引の利用

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

g . 外国為替予約取引の利用

外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

h . 投資する株式等の範囲

(略)

i . 信用取引の指図範囲

(略)

j . 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(略)

k . 公社債の空売りの指図範囲

(略)

l . 公社債の借り入れ

(略)

m . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(略)

n . 外国為替予約の指図および範囲

(略)

o . 資金の借り入れ

(略)

p . 利害関係人等との取引等

(略)

q . デリバティブ取引等に係る投資制限

(略)

r . 信用リスク集中回避のための投資制限

(略)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

当ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

(略)

上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

信託約款変更が決定した場合には、上記 少額投資非課税制度（NISA）については、以下のとおり変更となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

<訂正後>

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

上記は、2025年3月10日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(略)

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2026年4月17日^{*}までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

* 信託約款変更が決定した場合には、信託期間は2046年4月17日までとなります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2046年4月17日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(略)

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

(略)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
PayPay銀行株式会社	72,210	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東北銀行	13,233	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東邦銀行	23,519	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。

auカブコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(1) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
とうほう証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社 (2)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(略)

<訂正後>

(略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
PayPay銀行株式会社	72,210	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東北銀行	13,233	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東邦銀行	23,519	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社池田泉州銀行	61,385	日本において銀行業務を営んでおります。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

楽天証券株式会社	(1) 19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
とうほう証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村証券株式会社(2)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(略)